入札説明書

この入札説明書は「あいちトップアスリートアカデミー2027 参加者募集チラシ及びポスター制作等業務」に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に関する入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は、次の事項を熟読の上、入札書等を提出されるようお願いいたします。

１　一般競争入札に付する事項

（１）業務の名称

あいちトップアスリートアカデミー2027参加者募集チラシ及びポスター制作等業務

（２）業務の仕様等

別添「仕様書」のとおり

（３）納入期限

2027年２月25日（木）

（４）納入場所

別添仕様書のとおり

２　競争入札に参加する者に必要な資格

（１）愛知県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（３）　この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年６月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」１（１）アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。

（４）　この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

（５）　物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和８年４月～令和10年３月）のうち業務（大分類）「３．役務の提供等」、営業種目（中分類）「03.映画等製作・広告・催事 」に登録されている者であること。

３　競争入札参加資格の確認等

（１）提出書類

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書（様式1）（以下「確認申請書」という。）及び、申立書（様式2）を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。また、確認申請書の記載内容について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

なお、入札保証金の免除を希望する者は、契約実績証明書（様式3）を併せて提出してください。（下記６（1）参照）

※　様式は以下のホームページアドレスからダウンロードしてください。

愛知県Ｗｅｂサイト

https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kyougi-shisetsu/aichi-topathlete2027nyusatu1.html

（２）提出部数

１部

（３）提出場所及び提出期限

ア　提出場所

あいちトップアスリート発掘・育成・強化推進本部事務局

（愛知県スポーツ局競技・施設課内）

名古屋市中区三の丸三丁目１番２号（西庁舎内）

（郵便番号　460－8501）

イ　提出期限

2026年11月13日（金）正午まで

なお、郵送による申請の場合は、書留郵便に限り、2026年11月13日（金）正午必着とします。

（４）提出書類に関する注意事項

ア　提出書類の作成に要する費用は申請者の負担とします。

イ　提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。

ウ　あいちトップアスリート発掘・育成・強化推進本部事務局が指示した場合を除き、提出書類の差替え及び追加提出は認めません。

（５）競争入札参加資格の確認結果

確認申請書を提出した者に対して、2026年11月17日（火）午後２時までに競争入札参加資格の有無を連絡します。

（６）その他

提出期限内に確認申請書等を提出していない者及び競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできません。

４ 入札説明書及び仕様書に対する質問及び回答

（１）入札説明書及び仕様書に対する質問は、2026 年 11 月９日（月）正午までに質問書（様式 4）を下記に記載のメールアドレスへ電子メールにより提出してください。件名を【あいちトップアスリート 2027 チラシ入札質問】としてください。

メールアドレス　athlete@pref.aichi.lg.jp

（２）質問に対する回答は、2026 年 11 月 11 日（水）午後５時までに電子メールにて回答します。

５　入札及び開札に関する日程等

（１）入札の説明、入札及び開札の日時及び場所

2026 年 11 月 19 日（木）午後３時から

愛知県庁西庁舎８階スポーツ局Ａ会議室

（２）入札の辞退

上記３により、入札参加資格を認められた者は、落札者が決定するまでは、入札辞退届（様式 5-1）（再度入札にあたっては、再度入札辞退届（様式 5-2））により入札を辞退することができます。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について、不利益な取り扱いを受けることはありません。

（３）入札書の作成方法

入札書（様式6）により入札を行います。

入札書には、入札者の住所、名称及び代表者名を記入の上、押印してください。（代理人の方が入札される場合は、入札者の欄に委任者の住所、名称を記入し、その下に代理人の住所・氏名を記入の上、代理人の方の印鑑を押してください。）

金額の記入は、算用数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

誤字等を加除訂正した場合にはその箇所に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。

入札書は封筒に入れ、封緘し、入札者の住所及び名称等を封筒に表記してく

ださい。（別添封筒書式を参照）

（４）入札の方法等

入札場所には、入札者又はその代理人でなければ入場できません。入室できるのは、１者につき１名までとします。

入札書は、会場に設置された入札箱に差し出さなければなりません。提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

（５）入札の無効

愛知県財務規則(昭和 39 年愛知規則第 10 号。以下「財務規則」という。)第 152 条(入札の無効)の規定に準じ、当該条項に該当する入札及び競争入札資格確認申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、落札決定時において、上記２に掲げる資格のない者は、競争入札参加資格のない者に該当します。

（６）開札

開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係ない事務局の職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

（７）落札者の決定方法

財務規則第 153 条第 1 項の規定に準じて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が複数いた場合は、当該入札者によるくじ引きにより落札者を決定します。当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

（８）再度入札

開札の結果、落札とならなかった場合は、再度入札を行います。再度入札の回数は1回とします。

（９）入札不調

再度の入札に付し落札者がない場合で、当該入札の最低価格から随意契約が可能であると判断されるときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低の価格をもって入札した者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内で随意契約により契約を締結します。

(10) 入札の取りやめ等

入札希望者が連合し、又は不穏な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札希望者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがあります。

6　入札保証金

（1）入札保証金の納付

入札に参加しようとする者は、財務規則第 152 条の 2 に準じて、入札日に見積金額の 100 分の 5 以上の金額の入札保証金（財務規則第 152 条の 4 に規定する入札保証金に代わる担保も含む）を納めなければなりません。ただし、財務規則 152 条の 3 の規定に準じ、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。なお、入札保証金の免除の可否については、競争入札参加資格の確認結果と合わせて通知します。

入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供がなく、入札保証金を免除される者であることが確認できない場合、その者は入札に参加できません。また、その者が行った入札は無効となります。

（2）入札参加者への入札保証金の還付

入札保証金は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の入札者に対しては、入札執行後に還付します。なお、落札者の入札保証金は、申し出により契約保証金の一部に充当することができます。

（3）入札辞退者への入札保証金の還付

入札を辞退した者は、落札者決定後にこれを還付します。

（4）入札保証金の還付に係る利息の取り扱い

入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することが出来ません。

（5）落札者が契約を締結しないときの入札保証金の取り扱い

落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付した入札保証金はあいちトップアスリート発掘・育成・強化推進本部に帰属するものとします。

7　その他

（1）入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

（2）契約書作成の要否

要（契約書（案）のとおり）

（３）契約保証金

落札者は、契約の締結時までに、財務規則第 129 条の 2 に準じ、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付（財務規則第 129 条の 4 に規定する契約保証金に代わる担保の提供を含む。）をしなければなりません。落札者が、財務規則第 129 条の 3 に該当するときは、契約保証金の全部、又は一部の納付を免除するものとします。

（４）落札者の資格喪失

開札日から契約締結日までの期間において、上記２に掲げる資格のないものは契約を締結しない。

（５）特定の不正行為等に対する措置

本件入札に係る契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、本件入札に係る契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

（６）合意書等に基づく契約解除

合意書等に規定する排除措置を受けた場合には、契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

（７）妨害又は不当要求に対する届出義務

本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかにあいちトップアスリート発掘・育成・強化推進本部に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがあります。

（８）その他

この入札説明書において、特別の定めのない事項については、愛知県入札心得（物品の製造等）に準じて入札を執行します。

８　問い合わせ先

あいちトップアスリート発掘・育成・強化推進本部事務局
（愛知県スポーツ局競技・施設課内）
名古屋市中区三の丸三丁目１番２号（西庁舎内）
電話（052）954-6797